アシスタ lab.

起業された女性

みよしアントレーヌを募集します！

女性起業家の方、
ぜひアントレーヌの“証” 盾を獲得してください。
女性起業家の皆様を三次市が応援していきます！！

みよしアントレーヌの資格

～アシスタ lab.会員であり，
以下のいずれかの要件を満たしている女性の起業家～

○三次市から起業支援に係る補助金の交付を受けた方
○平成 27 年度から平成 29 年度までに，三次市が開催した女性起業支援セミナーを 1 回以上受講，または個別相談を受けた方
○平成 30 年度以降，アシスタ lab.で女性起業支援セミナーを受講し，かつ，起業個別コンサルティング（個別相談）を受けた方

みよしアントレーヌの盾について

三次市在住の【木工職人】&【真鍮作家】の方による特注品です！
木製の盾に真鍮（しんちゅう）で文字にした“あなたのお店のロゴや屋号”を取り付けます。

※ロゴによっては，作家の方と形や範囲について調整をお願いする場合があります。

※画像はイメージです。

みよしアントレーヌの認定を受けた場合　特典がいっぱい！

○広報みよし、市のHP、ピオネット等で紹介します。
○お役立情報を発信・提供します。
○三次市役所（共生社会推進課）やアシスタ lab.にお店のリーフレットやチラシ等が設置できます。
○アシスタ lab.で、無料でトライアル（臨時営業・商品販売等）ができます。（回数制限あり）
○専門家による個別相談が無料で受けられます。（回数制限あり）
○各住民自治組織等から依頼があった場合に、地域に出向いて仕事をする出張教室へのメニュー登録ができます。

詳しくはHPをご覧ください。
申請書をダウンロードし、必要事項をご記入、添付書類をご準備のうえ、定住対策・暮らし支援課へ郵送またはご持参ください。

提出期限
～1 月10日（金）17 時まで

3 月 2 日（日）
※MIYOSHI2025 国際女性デーの中で，
アントレーヌ認定式を行いアントレーヌの盾を交付します。

※申請時には，確認事項があるため30分程度かかる場合があります。お時間に余裕をもってお越しください。
※申請をされた内容は、三次市女性活躍推進プラットフォーム事業の受託者へ情報を提供する事にご了承下さい。

申し込み・問い合わせ先
三次市地域共創部　共生社会推進課　共生社会推進係
〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
電話番号 0824-62-6242　　FAX0824-62-6235
e-mail:kyousei@city.miyoshi.hiroshima.jp